

社会福祉法人西京極保育福祉会

役員・評議員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、役員・評議員等の報酬等に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員・評議員会が法人業務に関する会議に出席した場合、報酬等の費用を支給する。支給額は、理事会評議員会等の出席回数により別表の通りとする。

2 役員1人当たりの各年度の限度額は60万円(税別)とする。
評議員については定款の通りとする。

3 研修等の法人業務にかかる旅行の旅費については、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。日当および宿泊料についても同旅費規程に準じて支給する。

4 費用の支給については理事会・評議員会の出席回数等に応じてその都度精算する。

(改正)

第3条 本規定の改正は、理事会の議決を経てから評議員会で決定する。

(別表)

理事会・評議員会	1日	5,000円(税別)
税理士等の専門職による監事監査 法人事業に係る業務の遂行	1日	10,000円(税別)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。